

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

警察庁丙備二発第30号、丙企画発第29号  
丙生企発第72号、丙刑企発第48号  
丙交企発第64号、丙情企発第38号  
令和3年5月28日  
警察庁警備局長  
警察庁長官官房長  
警察庁生活安全局長  
警察庁刑事局長  
警察庁交通局長  
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき期間の延長等について（通達）

本年4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたところであるが、本日、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）とされている10都道府県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県）において緊急事態措置を実施すべき期間を本年6月20日までとする旨が、また、法第31条の4第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされている8県（群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県）のうち、群馬県、石川県及び熊本県において重点措置を実施すべき期間を本年6月13日までとし、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県において重点措置を実施すべき期間を本年6月20日までとする旨が、それぞれ公示された（別添1）。また、これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更された（別添2）。

緊急事態宣言等を受けた警察の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）」（令和3年2月12日付け警察庁丙備二発第5号ほか）等において示達したところであるが、本日、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、引き続き、同通達等に基づく対応に万全を期されたい。

なお、変更後の基本的対処方針において、緊急事態措置区域に属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）及び重点措置区域である都道府県で実施すべき措置として、それぞれ以下が変更されるなどしている。

○ 特定都道府県

- ・ 不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動を極力控えるよう促すとともに、都道府県間の移動が避けられない場合は、感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査の勧奨等を進める。
  - ・ 法第45条第2項等に基づき、飲食店等に対して休業要請等を行う際、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図る。
  - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設の管理者等に対する協力要請について、新規陽性者数が増加又は高止まりしている場合には、都道府県が独自に行う協力要請の徹底等を行う一方、感染状況の改善が見られる場合には、都道府県が独自に行う協力要請を段階的に緩和し、効果的な取組を講じる。また、施設の使用制限の要請等を検討するに当たっては、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとし、要請を行う判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等に丁寧に説明するよう努める。
  - ・ 公立の施設等について、地域の感染状況等に応じて、緊急事態措置の実施期間における閉館や閉園等を検討する。
- 重点措置区域である都道府県
- ・ 都道府県知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対して緊急事態措置の実施期間において酒類の提供を行わないよう要請する際、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図る。



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する告示の全部を変更する告示  
(新型コロナウイルス感染症対策本部)  
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する告示の全部を変更する告示(同)

官 庁 報 告

官 庁 事 項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する告示の全部を変更する告示  
新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する告示(令和三年四月二十三日)の全部を次のとおり変更し、令和三年六月一日から適用することとしたので、公示する。

令和三年五月二十八日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

(一) 緊急事態措置を実施すべき期間 令和三年四月二十五日(愛知県及び福岡県については、同年五月十二日、北海道、岡山県及び広島県については、同月十六日、沖縄県については、同月二十三日)から六月二十日までの間とする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(二) 緊急事態措置を実施すべき区域 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

(三) 緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する告示の全部を変更する告示  
新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十一条の四第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する告示(令和三年四月一日)の全部を次のとおり変更する。

令和三年五月二十八日 新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉  
(一) まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月二十日(北海道については、令和三年四月二十日)から六月二十日までの間とする。

(二) の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。  
・ 埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和三年四月二十日から六月二十日までの間とする。  
・ 岐阜県及び三重県については、令和三年五月九日から六月二十日までの間とする。

・ 群馬県、石川県及び熊本県については、令和三年五月十六日から六月十三日までの間とする。ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第三十一条の四第四項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(三) まん延防止等重点措置を実施すべき区域 群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県の区域とする。  
肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあること、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 5 月 28 日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

その上で、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

































































































































